

に振ひ、孝は子孫に継ぐ」といふ。諒に委る、三宝の験徳にして善神の加護なりといふことを。今惟に推ぬれば、「八日を遷て銚き鋒に逢はむ」といふは、宗我入鹿の乱に当る。「八日」といふは、八年なり。「妙徳菩薩」といふは、文殊師利菩薩なり。「一の玉を服ましむ」といふは、難を免れしむる薬なり。「黄金の山」といふは、五台山なり。「東宮」といふは、日本国なり。「宮に還りて仏を作らむ」といふは、勝宝心眞聖武上天皇、日本国に生れて寺を作り仏を作りたまふなり。爾の時に並び住む行基大徳は、文殊師利菩薩の反化なり。是れ奇異しき事なり。

観音菩薩を憑念ひて現報を得る縁 第六

老師行善は、俗姓堅部氏なり。小治田宮に宇御めたまひし天皇の代に、遣されて高麗に学ぶ。其の国の破るるに遭ひて流離へて行く。急に其の河辺にして椅壞れ船無く、過渡るに由無し。断えたる橋の上に居て心に観音を念ふ。すなはち老翁舟に乗り迎へ速りて、同じく載せて共に渡る。渡り竟りて後に舟より道に下るれば老公は見えず。其の舟は忽に失す。すなはち観音の応化なら

るが、本説話の本記の内部では、三十二年として何の矛盾も存しない。三々。底本訓釈「阿太、加不」。底本訓釈「諸字へ奈利」。同意をあらわす。三三。書紀には、是時、有寺四十六所、僧八百六十八人、尼五百六十九人、并一千三百八十五人ことある。三三。百濟の僧。推古天皇十年十月に來朝し書紀。三三。書紀では僧正。三三。屋網古が僧都に任ぜられたことは、本説話以外に所伝をみない。

一書紀にみえる。底本訓釈「安草(案か)音安反」。二書紀には、この時に阿曇連が「法頭」に任ぜられている。書紀では僧正、僧都には僧が、法頭には俗人が任ぜられている。三六二五年。四底本訓釈「紛腹(上音分、下音服、平礼利(二合、加平礼利か))」。五生前の忠をたたえて歌詠せしめた。葬送には歌舞がおこなわれたのであろう。底本訓釈「詠之乃波之牟」。六底本訓釈「蘇(左女)二姓伊文太利」。七底本訓釈「覽(爾之)」。八阿彌陀経通貫疏。上には、文殊菩薩は北方常喜世界の歡喜藏摩尼宝積仏である、とみえる(松浦貞俊)。九「鵝舌香南州異物志云、鵝舌香是草花、可含香口(和名抄)。三到ると同時に、一底本訓釈「枝(加、也久)」。二底本訓釈「愛(已、爾)」。三僧。七衆のひとつ。出家の成年男子。天然風の容姿であることせうかがわれる。四東宮に仕える従者の童。底本訓釈「童和良波奈利」。五軍勢の比喩的表現。底本訓釈「話(止文)二鋒(左支)」。六中卷四十縁。一底本訓釈「銀(万支乃)」。七底本訓釈「吞乃見」。八「南无」は、帰依する。「无」は、広韻「上平・十一・模(莫胡切)に「无」南无、出釈典、又音無」とあり、「一も」。一妙徳菩薩は文殊菩薩。文殊菩薩に

むと疑ふ。すなはち誓願を發し、像を造りて恭敬はむとす。遂に大唐に至りて、すなはち其の像を造りて日夜歸り敬ふ。号けて河辺法師と曰ふ。法師の性忍辱人に過ぎ、唐皇に重せらる。日本国の使に従ひて、養老二年に本朝に歸向る。興福寺に住み、其の像を供養して卒ぬるに至るまで息まず。誠に知る、觀音の威力の思議すること難きことを。讚に曰はく「老師遠く学びて、難に遭ひて歸らむとす。濟渡るに由無く、聖を憶ひて椅に坐る。心に威力に憑りて、化翁來り資く。別れて後に遙に翳れ、儀を圖して常に礼みて、其の役輟まず」といふ。

第七 龜の命を贖ひ生を放ちて現報を得龜に助けらるる縁

禪師弘濟は、百済国の人なり。百済の乱の時に當りて、備後国三谷郡の大領の先祖、百済を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還來らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禪師を請へて相共に還來り三谷寺を造る。其

掃依いたします。一 底本訓釈「龍(万可利)」。二 みずからの作つた罪過を後悔すること。本説話は日本の文殊梅過の起源説話というべきか。三 見ると同時に、の意。蘇生のイメージは中巻七縁に結びついている。三六五〇年。三 讚嘆の短文。四字句が主。四 特にそれのみに心を寄せる。底本訓釈「備(加多知波比)」。五 底本訓釈「存(持也)」。六 底本訓釈「天(加奈波爾奈利奴留已止)」。七 底本訓釈「諫(誠也、並知也)」。八 皇極天皇二年(六四三)に山背大兄王を襲つたことをいう。「八日(八年)は十八日(十八年)の誤り」とするのは改証。「乱のイメージは下巻七縁の仲麿の乱に結びつく。九 中国山西省に所在。文殊菩薩の居処。一〇 聖武天皇。この尊号は本書特有のもの。統日本紀・天平宝字二年(七五〇)八月九日条には「勝宝感神聖武皇帝」。本書の尊号は光明子の尊号「天平(眞仁)正皇太后」との混同、とするのは改証の説。一一 聖德太子が聖武天皇に転生し、文殊菩薩が行基に化した、とする。上巻四縁と合わせ読むならば、聖武天皇を聖とし行基を隱身の聖としていることがわかる。

第六縁 善業についての現報説話。今昔物語集・十六ノ一、扶桑略記・養老二年(七五〇)条に書承。
三 底本訓釈「還(佑也、依也)」。四 高齡なるがゆえの称であろうが、年齢に関しては疑点が多い。五 統日本紀・養老五年六月二十三日の詔に「沙門(行善、負)及遊學、既經(七代、備嘗)難行、解(三五術)、方(婦)本郷、矜(貧)良深、如有(修)行天下諸寺、恭敬(供養)一同(僧)綱之例」とみえる。六 高句麗系の氏族であろう。改証は堅部(氏)とする。七 推古天皇は五九